



Building a better
working world

グローバル移転価格 ドキュメンテーション

Achieving greater transfer pricing
compliance efficiency

EY税理士法人

グローバル移転価格ドキュメンテーションとは？

海外各拠点の移転価格ドキュメンテーションの作成を、本社（又は担当拠点）が一元管理し、効率的かつ整合性のとれた形でリードすることをいいます。EYは、貴社本社と協働でグローバル移転価格ドキュメンテーションの管理に取り組みます。

効率的な“モジュール”アプローチ

- ▶ 事実・機能・経済分析を集約し、コアビジネスモデルのマスターレポートを作成した上で各国に横展開
- ▶ 必要に応じた現地化・カスタマイズ化
- ▶ EUマスターファイルの概念に類似

必要に応じて現地サイン・オフ

- ▶ 現地のアドバイザーが各国の税務リスクの観点から、レビュー、サイン・オフ

グローバルドキュメンテーションのステップ



ローカライゼーションのステップ

グローバル・ドキュメンテーション活用のメリット

大幅なコスト削減が可能

- ▶ 作業プロセスの効率化により実現
- ▶ 日本側が未対応となっている場合、日本向け文書も併せて効率的・整合的に作成可能
- ▶ 会社側のグループ全体としての対応時間・労力の削減
 - ▶ インタビュー、資料準備等
 - ▶ 文書レビュー過程（例えばレビューを、多数の現地文書でなく、ひとつのグローバル文書のコア部分に限定）
- ▶ 整合性のある文書化・各国税務当局の観点から説明のつく文書化
 - ▶ 関連者間取引について、一貫性のある定性的記述・経済分析
 - ▶ 現地文書については、グローバル文書をカスタマイズし、現地税務当局の観点を反映
- ▶ 広範なカバレッジによって海外拠点におけるペナルティ回避

リスク管理の向上

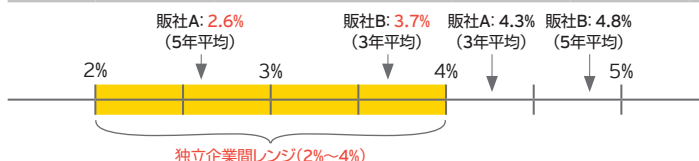
グローバルドキュメンテーションによる一括管理で、本社はリスクを特定できる

- ▶ 矛盾をきたす、一貫性のないポリシーや分析を回避することが可能

例：本社の関与なく、海外各拠点での文書化対応における問題点

欧州版社2社について以下の利益状況（売上高営業利益率）

	2008	2009	2010	2011	2012	直近3年平均	直近5年平均
版社A	0%	0%	3%	5%	5%	4.3%	2.6%
版社B	5%	8%	2%	4%	5%	3.7%	4.8%



版社A、Bともに、本社の関与なく、それぞれ2012年移転価格文書を準備

- ▶ 版社Aは、5年検証を適用し、結果がレンジ内であると結論づけている。一方、版社Bは3年検証を適用

本社は日本での移転価格調査対応において適切な利益率の算定方法をどう説明するか？

- ▶ 版社Aは3年平均を用い、版社Bは5年平均を用いた結果、この2社の利益率が矛盾をきたす可能性があり、本社における集中管理が必要
- ▶ 日本、海外拠点A国及びB国における利益率の妥当性を検証するための分析、及びグローバルな移転価格ポリシーの整備

移転価格税制が企業の戦略に与える影響

1990年代から米国主導による移転価格税制の整備・執行が進み、その後、移転価格対応・管理要件は大きく変化してきました。昨年発表されたOECDのBEPS行動計画において、移転価格文書が一つの重要課題となっています。OECDは近日中に移転価格文書化に関する新ガイドラインのドラフトを発表する予定であり、そのなかで国別レポート(多国籍企業の所得の配分・各国で納めている税金などを示すレポート)のテンプレートも公表されます。このように移転価格に対する国際社会の関心が依然として高まりつつある状況において、現在、企業が抱える主な課題として、下記の3つが挙げられます。

税効率の高い移転価格設定モデルの構築

企業グループとしての損益状況、資金需要の観点から、非効率な移転価格設定モデルに起因する必要以上の税負担をする余裕がなくなっており、税効率の高い移転価格設定モデルを構築することが必要です。

移転価格対応コストの管理

移転価格の文書化要件を新設または強化する国が増加するに伴い、移転価格に対応する負担は質的にも量的にも増加する傾向にあります。移転価格対応に係るコストを削減するためには、費用対効果に優れた移転価格管理が必要です。

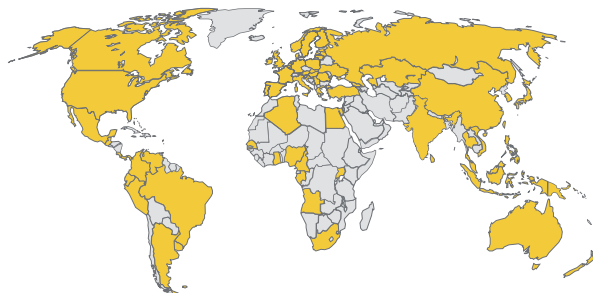
移転価格リスクの管理

数多くの海外拠点での移転価格に係る税務当局対応及び移転価格税制遵守諸対応を同時に行っていくための、統合的な移転価格リスク管理が必要です。

文書化が必要とされている国や地域

規則または通達等で移転価格の文書化の規定やガイドラインが導入されている国や地域が増加の傾向にあります。

2014



70

- | | | | | |
|----------|-----------|----------|------------|----------|
| ▶ アイルランド | ▶ エストニア | ▶ クロアチア | ▶ デンマーク | ▶ ベトナム |
| ▶ アメリカ | ▶ エジプト | ▶ コスタリカ | ▶ ドイツ | ▶ ベネズエラ |
| ▶ アルジェリア | ▶ オーストラリア | ▶ コロンビア | ▶ ドミニカ共和国 | ▶ ベルギー |
| ▶ アルゼンチン | ▶ オーストリア | ▶ シンガポール | ▶ トルコ | ▶ ペルー |
| ▶ アンゴラ | ▶ オランダ | ▶ スウェーデン | ▶ ナイジェリア | ▶ ポーランド |
| ▶ イギリス | ▶ カザフスタン | ▶ スペイン | ▶ 日本 | ▶ ポルトガル |
| ▶ イスラエル | ▶ ガーナ | ▶ スリランカ | ▶ ニュージーランド | ▶ ホンジュラス |
| ▶ イタリア | ▶ カナダ | ▶ スロバキア | ▶ ノルウェー | ▶ マレーシア |
| ▶ インド | ▶ ガボン | ▶ スロベニア | ▶ パナマ | ▶ 南アフリカ |
| ▶ インドネシア | ▶ カメルーン | ▶ セネガル | ▶ ハンガリー | ▶ メキシコ |
| ▶ ウガンダ | ▶ 韓国 | ▶ セルビア | ▶ フィリピン | ▶ ラトビア |
| ▶ ウクライナ | ▶ ギリシャ | ▶ タイ | ▶ フィンランド | ▶ リトアニア |
| ▶ ウルグアイ | ▶ グアテマラ | ▶ 台湾 | ▶ フランス | ▶ ルーマニア |
| ▶ エクアドル | ▶ グルジア | ▶ 中国 | ▶ ブラジル | ▶ ロシア |

グローバルドキュメンテーションを効率的に作成するためには？

中央管理

- ▶ 日系企業の場合日本での管理を選択することが好まれますが、必ずしも日本で管理を行うことが必要条件ではありません。
- ▶ グループ企業・部門間の連携・中央管理能力が必要となります。

共通テンプレートの効果的・効率的作成

- ▶ 作業効率上、事実上の共通言語となっている英語での文書作成・管理が必要です。

世界各国の税務当局からのレビューに対応可能なクオリティー

- ▶ 各国税務当局の観点からも十分な品質レベルの分析が必要となります。
- ▶ 日本の税務当局の観点だけでは不十分
- ▶ 事実関係によっては、高度なファイナンス学、経済学的見地・分析が必要
- ▶ 言語対応力が求められます。
- ▶ 文書内容が関連各国で認められる、ネイティブレベルでの英文作成
- ▶ 海外との調整能力・コミュニケーション力

Contact

本サービスに関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.knowledge@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.
Japan Tax SCORE 20150901. ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談してください。

www.eytax.jp

グローバル移転価格ドキュメンテーション